

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 9 月 30 日

火 曜 日

号 外

目 次

条 例

○富山県公立大学法人評価委員会条例	2
○公立大学法人富山県立大学に係る重要な財産を定める条例	3
○富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	4
○富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例	17
○富山県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例	21
○富山県薬事審議会条例及び富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	22
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	23
○富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	24
○富山県特別会計条例の一部を改正する条例	
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	25
○富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	45
○富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	47
○富山県立保育専門学院条例を廃止する条例	49

条 例

富山県公立大学法人評価委員会条例、公立大学法人富山県立大学に係る重要な財産を定める条例、富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例、富山県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例、富山県薬事審議会条例及び富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例、

富山県特別会計条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例及び富山県立保育専門学院条例を廃止する条例を公布する。

平成26年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第57号

富山県公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、富山県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員の任命)

第3条 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、経営管理部において処理する。

(細則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文書学術課)

富山県条例第58号

公立大学法人富山県立大学に係る重要な財産を定める条例

(法第 6 条第 4 項の条例で定める重要な財産)

第 1 条 公立大学法人富山県立大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号。以下「法」という。）第 6 条第 4 項の条例で定める重要な財産は、法第 42 条の 2 第 1 項又は第 2 項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日における額）が 50 万円以上のもの（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他知事が定める財産とする。

(法第 44 条第 1 項の条例で定める重要な財産)

第 2 条 公立大学法人富山県立大学に係る法第 44 条第 1 項の条例で定める重要な財

産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（文書学術課）

富山県条例第59号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（設備運営基準の目的）

第3条 この条例で定める基準（次条において「設備運営基準」という。）は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）

第4条 知事は、富山県社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 知事は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制の基準)

第 5 条 満 3 歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1 学級の園児数は、35 人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第 6 条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を 1 人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の 3 分の 1 の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時 2 人を下ってはならない。

園児の区分	員数
1 満 4 歳以上の園児	おおむね 30 人につき 1 人
2 満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね 20 人につき 1 人
3 満 1 歳以上満 3 歳未満の園児	おおむね 6 人につき 1 人
4 満 1 歳未満の園児	おおむね 3 人につき 1 人

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 18 第 1 項の登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する

者の数をいう。

- 2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- 3 この表の 1 の項及び 2 の項に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を 1 人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第14条第1項において読み替えて準用する富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第46条（後段を除く。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
 - (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - (3) 事務職員
- （園舎及び園庭）

第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第45条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第14条第1項において準用する児童福祉施設基準条例第45条第8号イからクまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則と

して、満 3 歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
1 学級	180
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

(2) 満 3 歳未満の園児数に応じ、次条第 6 項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

イ 3.3 平方メートルに満 3 歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3.3 平方メートルに満 2 歳以上満 3 歳未満の園児数を乗じて得た面積

（園舎に備えるべき設備）

第 8 条 園舎には、次に掲げる設備（第 2 号に掲げる設備については、満 2 歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室及び遊戯室又は職員室及び保健室は、それぞれ兼用することができる。

- (1) 職員室
- (2) 乳児室又はほふく室
- (3) 保育室
- (4) 遊戯室
- (5) 保健室
- (6) 調理室
- (7) 便所

- (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。
- 3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第46条（後段を除く。）に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
- (1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
- (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
- (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
- (1) 放送聴取設備
- (2) 映写設備
- (3) 水遊び場
- (4) 園児清浄用設備
- (5) 図書室

(6) 会議室

(園具及び教具)

第9条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第10条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第11条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めつつ、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

(揭示)

第12条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第13条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

（児童福祉施設基準条例の準用）

第14条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条から第13条まで、第15条（第4項ただし書を除く。）、第20条、第21条、第21条の2、第45条第8号、第46条（後段を除く。）並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の見出し及び同条第2項	最低基準	設備運営基準
第5条第1項	最低基準	富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
第6条第2項及び第15条第5項	児童の	園児の
第9条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育

		等の総合的な提供の推進に関する法律
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条並びに第15条第2項及び第3項	入所している者	園児
第11条	又は入所	又は入園
第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第13条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条	法第47条
	その児童等	園児
第15条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第10条	富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条第2項において読み替えて準用する第10条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第20条	利用者	園児

第21条第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第21条第3項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第45条第8号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第45条第8号ア	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
第45条第8号イ	施設又は設備	設備
第45条第8号ウ	施設及び設備	設備
第45条第8号カ	乳幼児	園児
第46条	第15条第1項	富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条第1項において読み替えて準用する第15条第1項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第50条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉施設基準条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第15条 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。次条第1項において「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年を経過する日までの間は、第6条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施

設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員配置については、なお従前の例による。

- 2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

- 第3条** 施行日から起算して5年を経過する日までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

- 第4条** 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。第3項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項及び第7項並びに第8条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句										
第7条第3項	第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第45条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える										
第7条第7項	<p>(1) 次の掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="344 1278 613 1437"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="658 1206 949 1422"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積（平方メートル）											
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$											
学級数	面積（平方メートル）											
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$											
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$											

	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">3 学級 以上</td> <td style="padding: 2px;">$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">イ 3.3 平方メートルに満 3 歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	3 学級 以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	
3 学級 以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$			
第 8 条第 6 項	<p>(1) 乳児室 1.65 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 3.3 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>(3) 保育室又は遊戯室 1.98 平方メートルに満 2 歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>(1) 乳児室 1.65 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 3.3 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>		

2 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第 7 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句		
第 7 条第 3 項	第 14 条第 1 項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例	児童福祉施設基準条例		
第 7 条第 6 項	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">学級数</td> <td style="padding: 2px;">面積（平方メートル）</td> </tr> </table>	学級数	面積（平方メートル）	(1) 満 3 歳以上の園児数に応じ、次条第 6 項の規定により算定した面積
学級数	面積（平方メートル）			

	<table border="1"> <tr> <td>1 学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2 学級 以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </table>	1 学級	180	2 学級 以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$			
1 学級	180							
2 学級 以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$							
第 7 条第 7 項	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積 (平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>2 学級 以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3 学級 以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </table> <p>イ 3.3 平方メートルに満 3 歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積 (平方メートル)	2 学級 以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3 学級 以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	(1) 3.3 平方メートルに満 3 歳以上の園児数を乗じて得た面積
学級数	面積 (平方メートル)							
2 学級 以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$							
3 学級 以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$							

3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第 7 条第 7 項第 1 号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第 5 項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満 3 歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(児童青年家庭課)

富山県条例第60号

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 障害者、児童福祉法（昭和22年法律第 164 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項に規定する障害児（以下「障害児」という。）、高齢者等（以下この条において「障害者等」という。）に高度かつ専門的なリハビリテーション医療を提供するとともに、障害児に相談、指導、訓練その他の支援を行うことにより、障害者等の社会復帰及び健全な発達を促進し、もって障害者等の福祉の増進を図るため、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター（以下「リハビリ病院・こどもセンター」という。）を設置する。

(位置)

第 3 条 リハビリ病院・こどもセンターは、富山市に置く。

(業務)

第 4 条 リハビリ病院・こどもセンターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療法（昭和23年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院として、医療を提供すること。
- (2) 法第42条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設として、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うこと。
- (3) 法第43条に規定する児童発達支援センターとして、法第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援、同条第 4 項に規定する放課後等デイサービス及び同条第 5 項に規定する保育所等訪問支援を行うこと。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）第36条第 1 項に規定するサービス事業所として、総合支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護及び同条第 8 項に規定する短期入所を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、リハビリ病院・こどもセンターの設置の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者による管理)

第 5 条 知事は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にリハビリ病院・こどもセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 6 条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) リハビリ病院・こどもセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 第 4 条第 1 号から第 4 号までに掲げる業務
- (3) 第 9 条第 1 項に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (4) 第 11 条第 1 項に規定する手数料の徴収に関する業務
- (5) その他リハビリ病院・こどもセンターの管理に関して知事が必要と認める業務

(休業日)

第 7 条 リハビリ病院・こどもセンターの休業日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休業日以外の日に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(診療受付時間等)

第 8 条 リハビリ病院・こどもセンターの診療受付時間は、午前 8 時 30 分から午前 11 時まで及び午後 1 時から午後 3 時までとする。

2 リハビリ病院・こどもセンターの利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、第 1 項の診療受付時間又は前項の利用時間を臨時に変更することができる。

(利用料金)

第9条 リハビリ病院・こどもセンターを利用した者は、指定管理者にリハビリ病院・こどもセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(手数料)

第11条 診断書等の交付を受ける者は、手数料を納付しなければならない。

2 手数料の額は、富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号。別表において「病院条例」という。）別表診断書交付手数料の項及び証明書交付手数料の項に掲げる額とする。

(手数料の徴収方法)

第12条 手数料は、知事の発行する納入通知書により徴収する。ただし、社会保険診療報酬支払基金等から支払を受けるものについては、法令に定める請求書をもってこれに代えるものとする。

(手数料の減免)

第13条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条から第4条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第9条第2項及び第10条に規定する承認並びにこれに関し必要な手続その他の

行為は、この条例の施行前においても、第 9 条第 2 項及び第 10 条の規定の例により行うことができる。

(富山県立高志学園条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 富山県立高志学園条例 (昭和 39 年富山県条例第 27 号)
- (2) 富山県高志リハビリテーション病院条例 (昭和 59 年富山県条例第 26 号)
- (3) 富山県高志通園センター条例 (昭和 59 年富山県条例第 27 号)

(経過措置)

4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により申込みがなされているものに係る手数料については、なお従前の例による。

(富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正)

5 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例 (昭和 48 年富山県条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項及び第 10 条第 1 項各号列記以外の部分中「、高志学園」を削る。

第 12 条第 1 項中「高志学園又は」を削る。

第 18 条第 1 項各号列記以外の部分中「、高志学園」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、作業 1 日につき 740 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

(富山県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

6 富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「富山県総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター」を「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター」に改める。

別表（第 9 条関係）

種別	金額
第 4 条 第 1 号 から第 3 号ま でに掲 げる業 務	病院条例第 4 条の規定の例によるほか、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 4 項第 1 号、第 46 条第 2 項、第 53 条第 2 項第 1 号又は第 58 条第 2 項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
法第 24 条の 2 第 1 項に 規定する指 定入所支援	法第 24 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下この項において「入所支援費」という。）及び病院条例第 4 条の規定の例により算定した入所支援費以外の額
法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定す る指定通所 支援	法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第 1 項に規定する通所特定費用のうち食事の提供に要する費用を勘案して知事が定める額の合計額（以下この項において「通所支援費」という。）並びに病院条例第 4 条の規定の例により算定した通所支援費以外の額
第 4 条 第 4 号 に掲げ る業務	総合支援法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに同条第 1 項に規定する特定費用のうち、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用を勘案して知事が定める額の合計額（以下この項において「障害福祉サービス費」という。）並びに病院条例第 4 条の規定の例により算定した障害福祉サービス費以外の額

(障害福祉課)

富山県条例第 61 号

富山県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

富山県社会福祉審議会条例（平成 12 年富山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものと」を「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。次条

第2号において「認定こども園法」という。)第25条に規定する機関として、富山県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置」に改める。

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項及び法第12条第1項の規定による児童福祉に関する事項

(2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(準備行為)

- 2 審議会は、この条例の施行前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定によりその権限に属させられる事項(同法第17条第3項の規定に係るものに限る。)を調査審議することができる。

(厚生企画課)

富山県条例第62号

富山県薬事審議会条例及び富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(富山県薬事審議会条例の一部改正)

第1条 富山県薬事審議会条例(昭和36年富山県条例第13号)の一部を次のように

改正する。

第1条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第2条第3号中「医薬品」を「医薬品等」に改める。

(富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年富山県条例第70号)の一部を次のように改正する。

第19条第6号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

(くすり政策課)

富山県条例第63号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年富山県条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表第1第31項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

別表第2第5項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「(同法)を「、第31条の6第1項及び」に、「において準用する場合を含む。)」に規定する母子及び寡婦福祉資金」を「の規定による資金」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表第1第31項の改正規定は、公布の日から施行する。

(市町村支援課)

富山県条例第64号

富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

富山県住民基本台帳法施行条例（平成14年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表第 3 項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「（同法）を「、第31条の 6 第 1 項及び」に改め、「において読み替えて準用する場合を含む。）」を削る。

附 則

この条例中別表第 3 項の改正規定は平成26年10月 1 日から、同表第 2 項の改正規定は同年11月25日から施行する。

(市町村支援課)

富山県条例第65号

富山県特別会計条例の一部を改正する条例

富山県特別会計条例（昭和39年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。
第 1 条第 5 号を次のように改める。

- (5) 富山県母子父子寡婦福祉資金特別会計 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際富山県母子寡婦福祉資金特別会計に属する権利義務は、富山県母子父子寡婦福祉資金特別会計に帰属するものとする。

(財 政 課)

富山県条例第66号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の177の項及び178の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表の178の5の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「化粧品、第一種医療機器、第二種医療機器又は第三種医療機器」を「又は化粧品」に、

化粧品製造販売業許可更新申請手数料	48,500円
第一種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	142,300円
第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	118,800円
第三種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	71,900円

を

化粧品製造販売業許可更新申請手数料	48,500円
-------------------	---------

に改め、同項を同表の178の7の項とし、同表の178の4の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項を同表の178の6の項とし、同表の178の3の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等

に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「化粧品、第一種医療機器、第二種医療機器又は第三種医療機器」を「又は化粧品」に、

化粧品製造販売業 許可申請手数料	60,400円
第一種医療機器製 造販売業許可申請 手数料	154,100円
第二種医療機器製 造販売業許可申請 手数料	135,400円
第三種医療機器製 造販売業許可申請 手数料	97,900円

を

化粧品製造販売業 許可申請手数料	60,400円
---------------------	---------

に改め、同項を同表の 178 の 5 の項とし、同表の 178 の 2 の項中「薬事法施行令（昭和36年政令第11号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第3条第3号」を「第3条」に改め、同項を同表の 178 の 4 の項とし、同表の 178 の項の次に次のように加える。

178 の 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証書 換え交付手数料	2,000円
178 の 3 医薬品、医療機器等の品	薬局開設許可証再	2,900円

質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 6 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	交付手数料	
--	-------	--

別表第 1 の 179 の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表の 180 の項を次のように改める。

180 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項第 3 号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 13 条第 1 項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の申請に対する審査	医薬品製造業許可申請手数料	(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 26 条第 1 項第 3 号の許可の区分に係るもの 77,300 円 (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 26 条第 1 項第 4 号の許可の区分に係るもの 73,100 円 (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 26 条第 1 項第 5 号の許可の区分に係るもの 30,800 円
	医薬部外品製造業許可申請手数料	(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する

		<p>法律施行規則第26条第2項第1号の許可の区分に係るもの 77,300円</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第2号の許可の区分に係るもの 36,600円</p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第3号の許可の区分に係るもの 30,800円</p>
	化粧品製造業許可申請手数料	<p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第3項第1号の許可の区分に係るもの 36,600円</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第3項第2号の許可の区分に係るもの 30,800円</p>

別表第1の181の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表の

182 の項及び 183 の項を次のように改める。

182 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第3項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品製造業許可更新申請手数料	(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第3号の許可の区分に係るもの 53,000円 (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第4号の許可の区分に係るもの 50,100円 (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第5号の許可の区分に係るもの 21,100円
	医薬部外品製造業許可更新申請手数料	(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第1号の許可の区分に係るもの 53,000円 (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第2号の許可の区分に係るもの 23,300円

		<p>円</p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第3号の許可の区分に係るもの 21,100円</p>
<p>183 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第6項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>化粧品製造業許可更新申請手数料</p> <p>医薬品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料</p>	<p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第3項第1号の許可の区分に係るもの 23,300円</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第3項第2号の許可の区分に係るもの 21,100円</p> <p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第3号の許可の区分に変更し、又は追加するもの 69,500円</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第4号の許可の区分に変更し、又は追加するもの 65,700円</p>

		(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第5号の許可の区分に変更し、又は追加するもの 18,900円
医薬部外品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料		<p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第1号の許可の区分に変更し、又は追加するもの 69,500円</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第2号の許可の区分に変更し、又は追加するもの 32,700円</p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第3号の許可の区分に変更し、又は追加するもの 18,900円</p>
化粧品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料		<p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第3項第1号の許可の区分に変更し、又は追加するもの 32,700円</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等</p>

		の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第3項第2号の許可の区分に変更し、又は追加するもの 18,900円
--	--	---

別表第1の187の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表の188の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬部外品又は医療機器」を「又は医薬部外品」に、

「		(2) その他の医薬部外品に係るもの 35,800円
	医療機器製造販売承認申請手数料	106,900円

を

「		(2) その他の医薬部外品に係るもの 35,800円
---	--	----------------------------

に改め、同表の188の2の項を次のように改める。

188の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品	医薬品の製造販売承認申請時又は製造販売承認事項一部変更承認申請時の適合性調査申請手数料	(1) 製造所に係る調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第3号の許可の区分に係る
---	---	---

<p>質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査</p>		<p>もの 50,200円</p> <p>イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第4号の許可の区分に係るもの 29,500円</p> <p>ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第5号の許可の区分に係るもの 13,700円</p> <p>(2) 製造所以外の施設であって、医薬品の試験検査を行うものに係る調査 13,700円</p>
<p>医薬品の製造販売承認取得後の定期調査に係る適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 製造所に係る調査</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第3号の許可の区分に係るもの 107,200円に1品目ごとに2,170円を加えた額</p> <p>イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第4号</p>

		<p>の許可の区分に係るもの 74,900円に1品目ごとに1,070円を加えた額</p> <p>ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第5号の許可の区分に係るもの 40,300円に1品目ごとに360円を加えた額</p> <p>(2) 製造所以外の施設であって、医薬品の試験検査を行うものに係る調査 40,300円に1品目ごとに360円を加えた額</p>
	<p>医薬部外品の製造販売承認申請時又は製造販売承認事項一部変更承認申請時の適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 製造所に係る調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第1号の許可の区分に係るもの 50,200円</p> <p>イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第2号の許可の区分に係るもの 29,500円</p>

		<p>ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第3号の許可の区分に係るもの 13,700円</p> <p>(2) 製造所以外の施設であって、医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 13,700円</p>
<p>医薬部外品の製造販売承認取得後の定期調査に係る適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 製造所に係る調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第1号の許可の区分に係るもの 107,200円に1品目ごとに2,170円を加えた額</p> <p>イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第2号の許可の区分に係るもの 74,900円に1品目ごとに1,070円を加えた額</p> <p>ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則</p>

		第26条第2項第3号の許可の区分に係るもの 40,300円に1品目ごとに360円を加えた額 (2) 製造所以外の施設であって、医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 40,300円に1品目ごとに360円を加えた額
--	--	--

別表第1の189の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表の190の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬部外品又は医療機器」を「又は医薬部外品」に、

	(2) その他の医薬部外品に係るもの	21,400円
医療機器製造販売承認事項一部変更承認申請手数料		63,600円

を

	(2) その他の医薬部外品に係るもの	21,400円
--	--------------------	---------

に改め、同表の190の2の項及び190の3の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同表の191の項及び192の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

施行令」に改め、「（同令第55条において準用する場合を含む。）」を削り、「化粧品若しくは医療機器」を「又は化粧品」に改め、「又は医療機器の修理業」を削り、同項の次に次のように加える。

192 の 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項に規定する第一種医療機器、第二種医療機器、第三種医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	第一種医療機器製造販売業許可申請手数料	154,100円
	第二種医療機器製造販売業許可申請手数料	135,400円
	第三種医療機器製造販売業許可申請手数料	97,900円
	体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料	135,400円
192 の 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第2項に規定する第一種医療機器、第二種医療機器、第三種医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	第一種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	142,300円
	第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	118,800円
	第三種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	71,900円
	体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料	118,800円
192 の 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録申請手数料	38,200円

の3第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査		
192の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第3項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請に対する審査	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録更新申請手数料	27,000円
192の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第37条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証書換え交付申請手数料	2,000円
192の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第37条の3第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証再交付申請手数料	3,000円
192の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第37条の9第1項（同令第55条において準用する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付	医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付料	2,000円
192の9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第37条の10第1	医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証	3,000円

項（同令第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付	又は医療機器の修理業の許可証の再交付申請手数料	
192 の 10 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第4項第1号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	154,100円
192 の 11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第4項第1号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第2項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	142,300円
192 の 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第43条の4第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付	再生医療等製品製造販売業許可証書換え交付申請手数料	2,000円
192 の 13 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第43条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	再生医療等製品製造販売業許可証再交付申請手数料	3,000円

別表第 1 の 193 の項、194 の項及び 196 の項から 196 の 3 の項までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表の 196 の 4 の項及び 196 の 5 の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同表の 196 の 6 の項から 196 の 8 の項までの規定中「薬事法施行令第 80 条第 2 項第 3 号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 3 項第 4 号」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表の 196 の 9 の項を次のように改める。

196 の 9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条の 5 第 1 項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可申請手数料	29,000円
--	-------------------	---------

別表第 1 の 196 の 9 の項の次に次のように加える。

196 の 10 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条の 5 第 4 項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	11,000円
196 の 11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項第 7 号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 80 条第 1 項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査	輸出用医薬品の製造時の適合性調査申請手数料	(1) 製造所に係る調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 26 条第 1 項第 3 号の許可の区分に係るもの 50,200円 イ 医薬品、医療機器

		<p>等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第4号の許可の区分に係るもの 29,500円</p> <p>ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第5号の許可の区分に係るもの 13,700円</p> <p>(2) 製造所以外の施設であって、輸出用医薬品の試験検査を行うものに係る調査 13,700円</p>
<p>輸出用医薬品の製造後の定期調査に係る適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 製造所に係る調査</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第3号の許可の区分に係るもの 107,200円に1品目ごとに2,170円を加えた額</p> <p>イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第4号の許可の区分に係るもの 74,900円に1</p>

		<p>品目ごとに 1,070 円を加えた額</p> <p>ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 26 条第 1 項第 5 号の許可の区分に係るもの 40,300 円に 1 品目ごとに 360 円を加えた額</p> <p>(2) 製造所以外の施設であって、輸出用医薬品の試験検査を行うものに係る調査 40,300 円に 1 品目ごとに 360 円を加えた額</p>
	<p>輸出用医薬部外品の製造時の適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 製造所に係る調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 26 条第 2 項第 1 号の許可の区分に係るもの 50,200 円</p> <p>イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 26 条第 2 項第 2 号の許可の区分に係るもの 29,500 円</p> <p>ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及</p>

		<p>び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第3号の許可の区分に係るもの 13,700円</p> <p>(2) 製造所以外の施設であって、輸出用医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 13,700円</p>
<p>輸出用医薬部外品の製造後の定期調査に係る適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 製造所に係る調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第1号の許可の区分に係るもの 107,200 円に1品目ごとに2,170円を加えた額</p> <p>イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第2号の許可の区分に係るもの 74,900円に1品目ごとに1,070円を加えた額</p> <p>ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第3号</p>	

		の許可の区分に係る もの 40,300円に1 品目ごとに360円を 加えた額 (2) 製造所以外の施設で あって、輸出用医薬部 外品の試験検査を行う ものに係る調査 40,300円に1品目ごと に360円を加えた額
--	--	--

別表第1の197の項及び198の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「薬局開設、」を削り、「販売業又は」を「販売業、」に、「賃貸業」を「貸与業又は再生医療等製品の販売業」に改め、同表の198の2の項及び198の3の項中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現になされている申請に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する医薬品（体外診断用医薬品に限る。）又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査（薬事法等の一部を改正する法律の施行の際現に厚生労働大臣に対し同条第1項の承認の申請がなされているものに係るものに限る。）に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財 政 課)

富山県条例第67号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「実施を」を「提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を」に改める。

第18条各号列記以外の部分中「児童福祉施設」の次に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 保育所の運営に関する重要事項

第21条第3項中「実施に」を「提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に」に改める。

第44条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第45条第5号中「及び附則第3条第2項」を削り、同条第8号イの表中

「

避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
-----	--------------------------------

」を

避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
-----	---

に改

める。

第47条第2項中「（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上）」及び「（認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上）」を削る。

第51条及び第52条を次のように改める。

（業務の質の評価等）

第51条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第52条 削除

第112条第2項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

附則第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

附則第 6 条中「6 人」を「4 人」に改める。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 6 条の改正規定 公布の日
- (2) 第44条及び第 112 条第 2 項の改正規定 平成26年10月 1 日

(児童青年家庭課)

富山県条例第68号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例
富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例（平成18年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「基づき、」の次に「幼保連携型認定こども園以外の」を加え、「法第 7 条第 1 項に規定する認定こども園をいう。以下同じ」を「以下「認定こども園」という」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「第 2 条」を「第 3 条」に改め、同条第 1 号中「60 人」を「20人」に改め、ただし書を削り、同条を第11条とし、第 7 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 6 条第 3 号中「に欠ける幼児及び児童福祉法第39条第 1 項に規定する乳児」を「を必要とする子ども」に、「利用時間」を「教育及び保育時間」に改め、同条第 5 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第 6 条第 4 項」を「第 6 条第 5 項」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 号中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所又は認可外保育施

設」を「保育機能施設」に改め、同条第 2 号中「に満たない」を「未滿の」に改め、同号ただし書中「、幼保連携型認定こども園」を削り、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同条第 3 号中「、幼保連携型認定こども園」を削り、同条第 4 号中「に満たない」を「未滿の」に改め、同条第 5 号中「幼保連携型認定こども園又は」を削り、同号イ中「に満たない」を「未滿の」に改め、同条第 6 号ただし書中「、幼保連携型認定こども園」を削り、同条第 7 号ただし書を次のように改める。

ただし、次のア又はイに掲げる場合は、この限りでない。

ア 認定対象施設以外の場所で調理したものを搬入する方法により満 3 歳以上の子どもに対し適切な食事の提供を行うことができると知事が認めた場合

イ 幼稚園型認定こども園であって、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により 20 人未滿の子どもに対し適切な食事の提供を行うことができると知事が認めた場合

第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条第 1 号中「に満たない」を「未滿の」に改め、「児童福祉法」の次に「（昭和 22 年法律第 164 号）」を加え、同条第 2 号中「子どもの保育に」を「子どもの教育及び保育に」に改め、同号イ中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 号中「数の」の次に「教育及び」を加え、同号ア及びイ中「に満たない」を「未滿の」に改め、同号ウを削り、同号エ中「に満たない」を「未滿の」に改め、「のうち保育所と同様に 1 日につき 8 時間程度利用するもの（以下「長時間利用児」という。）」を削り、同エを同ウとし、同号オ中「のうち長時間利用児」を削り、同オを同エとし、同条第 2 号中「短時間利用児及び長時間利用児」を「満 3 歳以上の子どものうち、幼稚園と同様に 1 日につき 4 時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に 1 日につき 8 時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条各号列記以外の部分中「前条」を「第 1 条」に、「第 10 条」を「第 11 条」に改め、同条第 1 号を削り、同条第 2 号ア中「学校教育法」の次に「（昭和 22 年法律第 26 号）」を加え、「の教育課程その他の保育内容」を削り、「ものをいう」を

「事項をいう」に、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児（以下「保育に欠ける幼児」という。）」を「保育を必要とする子ども」に、「保育を」を「教育を」に改め、同号イ中「認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）」を「保育機能施設」に改め、同号イ(ア)及びイ(イ)中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「に欠ける幼児」を「を必要とする子ども」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「に欠ける幼児」を「を必要とする子ども」に、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号を同条第3号とし、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、第6条第5号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年を経過する日までの間は、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、この条例による改正後の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例第4条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（児童青年家庭課）

富山県条例第69号

富山県立保育専門学院条例を廃止する条例

富山県立保育専門学院条例（昭和39年富山県条例第26号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 6 項を次のように改める。

6 削除

(富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正)

3 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「保育専門学院又は」及び「保育士、」を削る。

第 6 条第 1 項中「、保育専門学院」を削る。

(富山県手数料条例の一部改正)

4 富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「、富山県立保育専門学院」を削り、

	犯罪経歴証明手数料	1 通につき 450 円
--	-----------	--------------

を

富山県立保育専門学院条例を廃止する条例（平成26年富山県条例第69号）による廃止前の富山県立保育専門学院条例（昭和39年富山県条例第26号）第 2 条に規定する富山県立保育専門学院の証明書交付手数料	(1) 卒業証明書 1 通につき 320 円 (2) 成績証明書 1 通につき 320 円 (3) 単位修得証明書 1 通につき 320 円
---	--

犯罪経歴証明手数料	1 通につき 450 円
-----------	--------------

に改める。

別表第 2 第 1 項中「、富山県立保育専門学院」を削り、同表中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

(富山県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際現になされている申請に係る手数料の額及び徴収方法については、この条例による改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(児童青年家庭課)

平成26年 9 月 30 日印刷発行

発 行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

電話富山 076—444—3153番
